

令和元年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

| | |
|---|---|
| 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 1 |
| 島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 島根県森林環境譲与税基金条例 | 3 |
| 島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 島根県立都市公園条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例 | 6 |
| 島根県手数料条例の一部を改正する条例 | 8 |

令和元年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第129号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する法律の題名の改正及び引用する条項等の整理

- (1) 島根県県税条例
- (2) 島根県手数料条例
- (3) 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (4) 島根県収入証紙条例
- (5) 特定非営利活動促進法施行条例
- (6) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第130号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条

例案を提出する理由である。

2 条例の概要

水と緑の森づくり税の適用期間の延長

(1) 個人の県民税の均等割の税率の特例

| 改正前 | 改正後 |
|----------|----------|
| 令和元年度分まで | 令和6年度分まで |

(2) 法人の県民税の均等割の税率の特例

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|---------------------------|
| 令和2年3月31日までの間に開始する事業年度分まで | 令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分まで |

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第131号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証

イ 設立の認証の申請に係る公告又は公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知

ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し

エ 仮理事及び特別代理人の選任

オ 不正行為等の報告の受理

カ 役員の氏名等の変更の届出の受理

キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理

- ク 事業報告書等の受理
 - ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施
 - コ 解散の認定及び解散の届出の受理
 - サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
 - シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
 - ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査囑託
 - セ 合併の認証
 - ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
 - タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付
 - チ 警察本部長の意見の聴取
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲すること。
- ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからカまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理
 - カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
 - キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

3 施行期日
令和2年4月1日から施行する。

第132号議案

島根県森林環境譲与税基金条例

1 提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出す

る理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策に要する経費に充てるため、島根県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置すること。

(2) 対象事業

基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てること。

ア 森林経営管理法に基づき、市町村が行う森林の経営管理を推進するために実施する事業

イ 森林経営管理法に掲げる要件に適合する民間事業者を育成するために実施する事業

(3) 積立て

基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の額とし、予算で定めること。

(4) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(5) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(6) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第133号議案

島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の内容を踏まえ、島根県水と緑の森づくり基金の対象となる事業を明確にするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県水と緑の森づくり基金は、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する経費であって、島根県森林環境譲与税基金条例に掲げる事業以外の事業に要するものに充てるものとする。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第134号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立都市公園の有料公園施設の改築に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県立浜山公園野球場（以下「野球場」という。）の利用料金に係る基準額を次のとおり改定すること。

| 区分 | | 基準額 | | | |
|-------------|--------------|-------------|--------------|---------------|---------------|
| | | 午前8時半から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午前8時半から午後5時まで | その他の時間1時間までごと |
| 入場料を徴収しない場合 | 職業野球団が利用する場合 | 44,830円 | 51,240円 | 108,880円 | 12,810円 |
| | 生徒・児童が利用する場合 | 3,530円 | 4,040円 | 8,580円 | 1,010円 |
| | その他の者が利用する場合 | 8,950円 | 10,240円 | 21,750円 | 2,560円 |
| 入場料を徴収する場合 | 職業野球団が利用する場合 | 89,660円 | 102,480円 | 217,760円 | 25,620円 |
| | 生徒・児童が利用 | 7,060円 | 8,080円 | 17,160円 | 2,020円 |

| | | | | | |
|--|--------------|---------|---------|---------|--------|
| | する場合 | | | | |
| | その他の者が利用する場合 | 17,900円 | 20,480円 | 43,500円 | 5,120円 |

- (2) 野球場の附属設備の利用料金に係る基準額を次のとおり新設すること。

| 区分 | | 単位 | 基準額 |
|-------|------------|--------|------|
| 冷暖房設備 | 本部席等 | 1時間につき | 240円 |
| | 更衣室等 | 1時間につき | 150円 |
| | 会議室1又は会議室2 | 1時間につき | 60円 |

- (3) 野球場の附属器具のうち、扇風機、ストーブ、テープレコーダー、防球ネット、バッティングティー及びバッティングケージの利用料金に係る基準額を廃止すること。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第135号議案

島根県流域下水道事業の設置等に関する条例

1 提案理由

流域下水道事業の経営、資産等の状況を正確に把握し経営の安定化を図るため、当該事業に地方公営企業法に基づく財務規定等を適用することとし、その適用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 流域下水道事業の設置

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、島根県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置すること。

(2) 財務規定等の適用

流域下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するこ

と。

(3) 経営の基本

流域下水道の名称、処理区及び流域関連公共下水道の処理区域の存する市（以下「関係市」という。）は、次の表のとおりとすること。

| 名称 | 処理区 | 関係市 |
|----------|-------|---------|
| 宍道湖流域下水道 | 東部処理区 | 松江市 安来市 |
| | 西部処理区 | 松江市 出雲市 |

(4) 重要な資産の取得及び処分

予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすること。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除

流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とすること。

(6) 会計事務の処理

流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げる事務で知事が別に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

ア 公金の収納及び支払に関する事務

イ 公金の保管に関する事務

ウ 支出負担行為に関する確認を行う事務

(7) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

流域下水道事業の業務に関し、議会の議決を要するものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(8) 業務状況説明書類の作成

知事は、流域下水道事業に関し、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月

31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないこと。

(9) 島根県特別会計条例の一部改正

島根県流域下水道特別会計を廃止すること。

(10) 島根県流域下水道条例の一部改正

ア 条例の題名を島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例に改めること。

イ 流域下水道の設置に係る規定を削除すること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

第136号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 二級建築士又は木造建築士の免許に係る手数料の額の改定

| 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|
| 19,300円 | 24,400円 |

(2) 二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料の額の改定

| 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|
| 17,900円 | 18,500円 |

(3) 引用する条項の整理

3 施行期日

建築士法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。